

前橋市部設置条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(事務の分掌) 第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) 省略 (4) 市民部 ア～エ 省略 <u>オ 計量に関すること。</u> (5)～(8) 省略 (9) 産業経済部 ア～イ 省略 <u>ウ 省略</u> (10)～(12) 省略</p>	<p>(事務の分掌) 第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) 省略 (4) 市民部 ア～エ 省略 (5)～(8) 省略 (9) 産業経済部 ア～イ 省略 <u>ウ 計量に関すること。</u> <u>エ 省略</u> (10)～(12) 省略</p>